

平成25年10月31日

各 位

会 社 名 The Dow Chemical Company
代 表 者 名 会長、社長兼最高経営責任者
アンドリュー・N・リバリス
(コード番号 4850 東証市場第一部)
問 合 わ せ 先 長島・大野・常松法律事務所
弁 護 士 橋 元 勉 (Tel : 03-3511-6113)

四半期報告書提出期限延長承認に関するお知らせ

ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー（以下、「当社」といいます。）は、平成25年10月29日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認（包括承認）をいただきましたことをご報告いたします。

記

1. 四半期報告書提出について

- ・本来の提出期限 各四半期経過後45日以内
- ・承認された提出期限 各四半期経過後70日以内

上記延長後の期限は、各四半期報告書の提出期限までに、当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を関東財務局長に提出することが条件とされています。

2. 延長を必要とする理由

当社は、本国（米国）において、米国1934年証券取引所法に基づき、各事業年度の第1、第2及び第3四半期末日から40日以内に、Form 10-Qの様式による四半期報告書を米国証券取引委員会に提出するよう求められています。日本における四半期報告書に含まれる財務諸表及びその他の多くの部分は、Form 10-Qに含まれる英語で作成された財務諸表及びその他の情報に基づき、日本語で作成しますが、当該和訳の作成には相当の期間を要します。

上記の理由を考慮し、当社は、四半期報告書の関東財務局への提出につき、本国における四半期報告書の提出から30日間を必要とするため、提出期限を各四半期経過後70日以内として承認を申請し、この度関東財務局長の承認を受けました。

3. 平成25年度第3四半期に係る四半期報告書について

当社は、平成25年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書の提出期限（平成25年11月14日）までに、当該第3四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を、関東財務局長に提出する予定です。

以上